公益財団法人福岡県下水道管理センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福岡県下水道管理センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市博多区那珂4丁目5番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福岡県公の設置に係る流域下水道施設の維持管理の受託を行うとともに、広く県民に対し下水道に関する知識の普及・啓発を図り、また、下水道管理に関する調査研究を行い、もって広く県民の健康で快適な居住環境の創出及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、福岡県内において次の事業を行う。
- (1) 流域下水道施設の維持管理業務及び下水道水質と汚泥の検査分析
- (2) 下水道管理に関する調査研究
- (3) 下水道に関する知識の普及啓発
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、福岡県内において次の収益事業 を行う。
- (1) 計量証明事業
- (2) 自動販売機事業
- (3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を 得、次回の定時評議員会で報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について は、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類 については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款とともに一般 の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条 の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算 定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(特定費用準備資金)

第10条 特定費用準備資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産に よって生計を維持している者
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする 者

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有 する。

(評議員に対する報酬等)

- 第14条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の 支給基準については、評議員会の決議により別に定める。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程によるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するに対し、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第21条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議 員会において定める評議員会運営規程によるものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を執 行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

- 第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び特別の資格を有する監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程によるものとする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、常務理事及び事務局長の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理 事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第8章 事務局

(事務局)

- 第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 職員(事務局長を除く。)の任免については、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの

日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は 国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は官 報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の 決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条 第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する最初の理事長は佐藤光俊とする。
- 4 この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、次に掲げる者とする。 佐藤嘉洋 行事和美 平島鉄信 藤木正文 畠中誠二 稲永張美 向井敏博 鬼丸則行 小路芳晴
- 5 この法人の登記の日に就任する最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 田沼和夫 工藤修一 矢越敏治 髙橋光治 天野弘基 水内守俊 肥山和之 松本芳生 村下大成 吉武信一 藤木史朗 安河内正邦 實淵孝則 古河敏夫 今泉智明 中嶋秀喜 原田利春 永田弘幸 内田茂信 中岡和之 野瀬 勉 森本裕次 清水勝俊 岡野峰人 櫻井清隆 榊 慎一 野田 稔 坂梨一広 寺田博明

監事 垰本 潔 原 直己

附則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月1日評議員会議決)